

平成23年(ワ)第15308号

原告 Aleph

被告 東京都 他1名

準備書面(8)

2012年1月23日

東京地方裁判所民事第45部合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士

同

1 被告東京都の主張

被告東京都は、準備書面(2)第3 本件捜査結果概要及び本件冒頭発言に対する原告の認識について(6~7頁)において、本件提訴時(2011年5月12日)、原告 Aleph 広報部長・荒木浩が教団を代表して原告訴訟代理人弁護士らとともに行った記者会見での発言が取り上げ、その発言を以て「原告は、原告が直接の被害者ではないことを自認している」ことを示すものと主張する。しかし、これは被告東京都の誤解か揚げ足取りに他ならない。

2 記者会見の内容

上記記者会見の概要は次のとおりである。

「…ただし、前例のないところに踏み込んでいくことに対する懸念があったことも事実です。法律なり法律の原則を曲げた形で前例のない発表が行われた、その責任を問うた場合に、相手からどんなリアクションが返ってくるか。特に、警察庁を相手方どった国賠訴訟については、わたしたちには苦い経験があります。以前、当時オウム真理教の信者だった者が、警視庁相手の国賠訴訟を起こ

したことがあります。これは「転び公妨」といって、1996年、警察官の1人が被害者を装い、公務執行妨害をでっち上げて逮捕するという事件でした。

たまたま、転び公妨の決定的瞬間がビデオテープで撮影されていたため、刑事手続きにおいてはすぐに釈放され、その後、この信者は国賠訴訟を起こしました。ここでもビデオテープが証拠提出され、裁判も優勢に進んだのですが、彌明日判決だという被告らに、警察庁の強制捜査があり、原告の信者が微罪で逮捕されてしまいました。その結果、翌日の勝訴判決に信者は出廷できず、勝訴後に記者会見を開くことができませんでした。

我々にとってそういう非常に苦い記憶があって、今回も、警察を相手取って裁判を起こすことで、このように予想もできない形でリアクションが返ってくるんじゃないかという懸念がありました。これが、提訴に至るまでの足踏みというか、1年以上も時間がかかった要因の1つでもあります。

一方で、「名誉回復」ということについていえば、本件訴訟は Aleph の名誉毀損に対する訴えですが、直接的に名誉を毀損されているのは、起訴されてもいないのに実名で犯人扱いされている麻原開祖、そして A・B・C・D …と、「匿名」にしる特定可能な形で犯人グループとされた9名の人たちです。

このひとたちは、おそらく、警視庁の発表について、これはおかしいと思っているでしょうけれども、死刑囚であったり、あるいはもう脱会して社会復帰している元信者であったり、要するに立場の弱い人たち—「おかしい」と思っても泣き寝入りするしかない状態の人たちばかりです。

そう言う人たちの名誉毀損というか、それぞれの思い—そういったものも考え合わせ、前例のないことだけにいろんなリスクというものが考えられますが、一つ思い切った形で、今回の裁判を起こそうということになりました。」

3 被告東京都の曲解

- (1) 被告東京都が上記書面で取り上げているのは、上記内容中、「本件訴訟は Aleph の名誉毀損に対する訴えですが、直接的に名誉を毀損されているのは、起訴されていないのに実名で犯人扱いされている麻原開祖、そして A・B・C・D …と、「匿名」にしる特定可能な形で犯人グループとされた9

名の人たちです」の部分である。

- (2) 上記荒木がここで「直接的に名誉を毀損されている」と表現したのは、原告 Aleph については、「Aleph」としての直接的な名指しはないことに対して、「犯人グループ」とされたメンバーについては、「(容易に人物特定が可能な匿名表記を含めて)直接的に名指しを受けている」という意味であり、それ以上でもそれ以下でもない。即ち、「直接的な名指し」があるかどうかを対比的に述べているだけであって、名誉毀損の当事者であり、被害者であるという点では、原告 Aleph も「犯人グループ」も変わるところはない。
- (3) 原告 Aleph については、直接的に Aleph とする「名指し」こそなかったものの、警視庁は、冒頭において、公訴時効が成立した本事件に関する捜査結果概要を公表する理由として、「オウム真理教が、今なお、法に基づき、無差別大量殺人行為を行った団体として観察処分を受けていること」を挙げた。即ち、① 本事件を組織的・計画的にテロとして敢行したとされる当事者の『オウム真理教』と、② 原告 Aleph を“主流派”とする、観察処分の対象団体『オウム真理教』との組織的同一性を前提として、警視庁公安部が本件捜査結果概要及び本件冒頭発言を行っていることをここで明らかにし、正にこの1節によって、原告 Aleph は当事者として「名指し」を受けたのである。
- (4) よって、被告東京都が言うように、「原告は、原告が直接の被害者ではないことを自認している」などという事実は全くない。

4 追記

なお、上記記者会見の引用の末尾に、「1つ思い切った形で」とあるが、前段からの繋がりから明らかなように、これは「警察庁を相手取って裁判を起こすことで、予想もしない形でリアクションが返ってくるんじゃないかという懸念」がある中で、それを「思い切った形で(提訴した)」という意味であるので、これまた曲解されないよう念のため付け加えておく。